自転車指導啓発重点路線（瀬戸内警察署）

令和６年７月

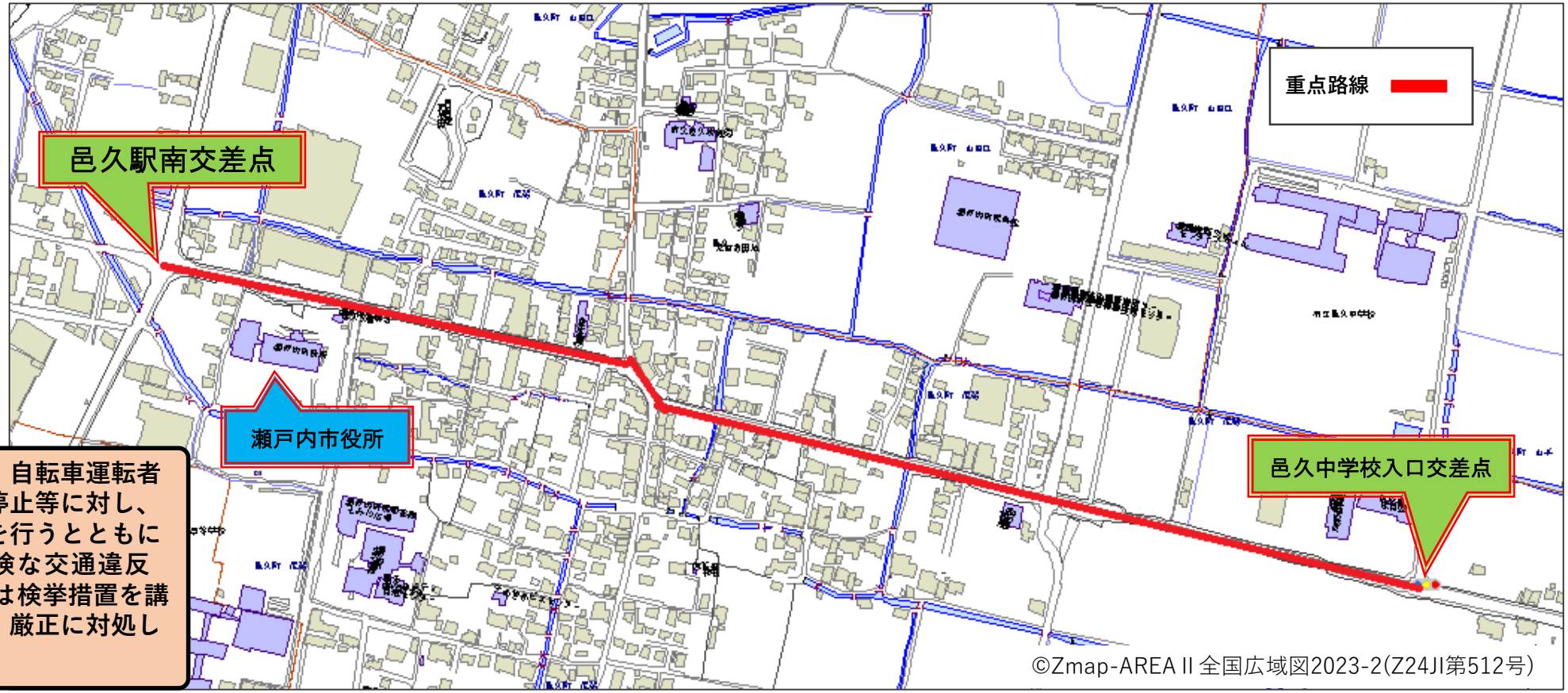

警察では、自転車運転者の一時不停止等に対し、指導警告を行うとともに悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。

【重点路線】県道瀬西大寺線

邑久駅南交差点～
邑久中学校入口交差点

➢ 沿線には、小・中学校、高校が点在し、登下校、通勤時には交通が集中する路線です。
普段から交通量が多く、周辺道路を含め、自転車関連の事故が多く発生していて、今後、重大事故の発生が懸念されます。
自転車利用者への指導要望が多数あります。

この路線でよく見られる自転車の違反形態

➢ スマートフォン画面注視・イヤホンをしながらの運転
➢ 並進走行
➢ 一時不停止

★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！

1　歩道は歩行者優先！
自転車が通行できる歩道でも、一列で車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行しましょう。歩行者が立ち止まったり、避けたりしなければならないときは、一時停止しましょう。

2　ながら運転は禁止
片手運転になったり、周囲の危険の発見が遅れたり、重大な交通事故につながる危険な行為です。絶対にやめましょう。

3　「止まれ」では確実に一時停止を！
一時停止場所や見通しの悪い交差点では、必ず一時停止し、安全を確認しましょう。